

自動車損害賠償責任共済規程の一部変更について

令和7年1月

自動車損害賠償責任共済規程の一部変更

(1) 変更理由

自動車損害賠償責任共済を取り扱う全国自動車共済協同組合連合会、自動車共済協同組合及び共済代理店に「e-JIBAI」を導入すること、あわせて自動車損害賠償責任共済・保険の引受・契約管理における業界共通の共同システム（以下「共同システム」という。）を導入することに伴い、情報処理の用に供する機器による共済契約の申込み及びキャッシュレス決済手段を通じた共済掛金の収受が可能となるため、全国自動車共済協同組合連合会及び自動車共済協同組合の自動車損害賠償責任共済規程（以下「共済規程」という。）の変更が必要となる。

(2) 変更内容

① e-JIBAI 導入に係る変更

e-JIBAI を導入するにあたり、自動車損害賠償責任共済契約申込書の提出を前提としている全国自動車共済協同組合連合会及び自動車共済協同組合の共済規程について、情報処理の用に供する機器による共済契約の申込みが可能となるよう規定を変更する。

② 共済掛金の収受方法の追加

現在は申込時に現金で共済掛金を収受することを前提に規定しているが、キャッシュレス決済手段を通じた共済掛金の収受が可能となるよう規定を変更する。

③ 「共済掛金払込に関する特約」の新設

現在は共済契約に特約を付すことができないと規定しているが、全国自動車共済協同組合連合会及び自動車共済協同組合の共済規程に別紙を新設し、キャッシュレス決済に係る「共済掛金払込に関する特約」を規定するとともに、この特約を共済契約に付すよう規定を変更する。

次のとおり、全国自動車共済協同組合連合会の共済規程を一部変更する。

共済規程変更条文新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
第2章 共済契約の締結に関する事項 (共済契約の申込み) 第10条 本会に対して共済契約の申込みをしようとする者は、自動車損害賠償責任共済契約申込書(以下「共済契約申込書」という。)を本会に提出しなければならない。<u>ただし、次項に定める共済契約申込書の記載事項が、情報処理の用に供する機器を利用して電子的に入力され、これが電気通信回線に接続され、本会に送信される場合は、この限りではない。</u> 2 前項の共済契約申込書には、次の事項を記載するものとし、その様式は「自動車損害賠償責任共済取扱規定集」(以下「取扱規定集」という。)によるものとする。 (1) 共済事業の種類 (2) 申込日 (3) 自動車登録番号、車両番号または標識の番号(車台番号) (4) 自動車の種別および使用の本拠の所在地 (5) 共済責任の始期、終期および共済期間	第2章 共済契約の締結に関する事項 (共済契約の申込み) 第10条 本会に対して共済契約の申込みをしようとする者は、自動車損害賠償責任共済契約申込書を本会に提出しなければならない。 2 前項の共済契約申込書には、次の事項を記載するものとし、その様式は「自動車損害賠償責任共済取扱規定集」(以下「取扱規定集」という。)によるものとする。 (1) 共済事業の種類 (2) 申込日 (3) 自動車登録番号、車両番号または標識の番号(車台番号) (4) 自動車の種別および使用の本拠の所在地 (5) 共済責任の始期、終期および共済期間

(6) 共済掛金 (7) 申込者の氏名または名称および住所 (8) その他取扱規定集に定める事項 (共済掛金の収受) 第 12 条 本会は、共済契約の申込みを承諾したときは、同時に共済掛金を収受するものとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、本会は、本会が別に定めるところに従い、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段（以下「キャッシュレス決済手段」という。）を通じて共済掛金を収受することができる。この場合、共済契約者が当該キャッシュレス決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続を完了した時点をもって共済掛金を収受したものとみなすものとする。</u> 第 6 章 共済掛金の追徴または払戻しに関する事項 (共済掛金の減額、増額等) 第 34 条 本会は、共済契約者または被共済者から第 26 条第 1 項の通知があった場合または通知なくしてその事実を知った場合において、証明書にその旨の記載をするときは、令第 12 条において準用する令第 10 条に定めるところにより、共済掛金を減額し、または増額するものとする。この場合には、本会は、当該減額または増額により生じた共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴する	(6) 共済掛金 (7) 申込者の氏名または名称および住所 (8) その他取扱規定集に定める事項 (共済掛金の収受) 第 12 条 本会は、共済契約の申込みを承諾したときは、同時に共済掛金を収受するものとする。 <u><新 設></u> 第 6 章 共済掛金の追徴または払戻しに関する事項 (共済掛金の減額、増額等) 第 34 条 本会は、共済契約者または被共済者から第 26 条第 1 項の通知があった場合または通知なくしてその事実を知った場合において、証明書にその旨の記載をするときは、令第 12 条において準用する令第 10 条に定めるところにより、共済掛金を減額し、または増額するものとする。この場合には、本会は、当該減額または増額により生じた共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴する
--	--

ものとする。 2 本会は、共済契約者または被共済者の申出により、証明書の記載を訂正する場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴するものとする。 3 本会は、共済契約の成立後、共済期間の開始以前に共済契約に対応する共済掛金の変更があったときは、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金の差額を払い戻し、または追徴するものとする。 4 第1項の規定により共済掛金を減額または増額する場合において、その減額または増額の額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとする。 5 <u>前各項の規定により本会が共済掛金を収受する場合において、本会は、本会が別に定めるところに従い、キャッシュレス決済手段を通じて共済掛金を収受することができる。この場合、共済契約者が当該キャッシュレス決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続を完了した時点をもって共済掛金を収受したものとみなすものとする。</u> 6 <u>第12条第2項および前項に定めるキャッシュレス決済手段を通じて共済掛金を収受する共済契約であって、前条および前各項の定めにより本会が共済掛金を払い戻しする場合においては、本会がキャッシュレス決済手段を提供する者（以下「支払サービス事業者」という。）からの共済掛金相当額の領収を確認した後にこれを行う。ただし、共済契約者が、支払サービス事業者に対して共</u>	ものとする。 2 本会は、共済契約者または被共済者の申出により、証明書の記載を訂正する場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴するものとする。 3 本会は、共済契約の成立後、共済期間の開始以前に共済契約に対応する共済掛金の変更があったときは、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金の差額を払い戻し、または追徴するものとする。 4 第1項の規定により共済掛金を減額または増額する場合において、その減額または増額の額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとする。 ＜新 設＞ ＜新 設＞
---	--

済掛金相当額を既に支払っている場合を除く。

第7章 その他事業の実施に関し必要な事項

(その他の事項)

第38条 本会は、この規程に規定する場合のほか、共済契約の変更の取扱いをしないものとする。

2 本会は、共済契約につき、別紙「共済掛金払込に関する特約」が自動的に付され、共済掛金の調整は行わない。

付 則（令和7年〇月〇日改正）

（施行期日）

1. この規定の一部改正は、令和7年12月1日（行政庁の承認が令和7年12月2日以後に行われたときは、その承認があった日とする。）より施行する。

第7章 その他事業の実施に関し必要な事項

(その他の事項)

第38条 本会は、この規程に規定する場合のほか、共済契約の変更の取扱いをしないものとする。

2 本会は、共済契約につき、特約をしないものとする。

<新 設>

次のとおり、全国自動車共済協同組合連合会の共済規程に別紙「共済掛金払込に関する特約」を新設する。

別紙

共済掛金払込に関する特約

（この特約の適用条件）

第1条 この特約は、共済契約者が、全国自動車共済協同組合連合会（以下「全自共」といいます。）の承諾を得て、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済その他名称の如何を問わず、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段（以下「キャッシュレス決済手段」といいます。）のうち全自共の指定する方法により共済掛金（注）を払い込む場合に適用されます。

（注）共済契約締結時に共済契約者より収受する共済掛金および共済契約の締結後において自動車損害賠償責任共済約款に従い全自共が共済契約者へ追徴する共済掛金をいいます。以下同様とします。

（共済掛金の払込方法）

第2条 共済契約者は、共済掛金を全自共が指定するキャッシュレス決済手段によって払い込むことができるものとします。

（共済掛金収受）

第3条 前条の規定により全自共が指定するキャッシュレス決済手段により共済掛金を払い込む場合は、全自共は、共済契約者がキャッシュレス決済手段の会員規約やサービス利用規約等（以下「会員規約等」といいます。）に従い決済手続を完了した時に、共済掛金が払い込まれ、全自共が共済掛金を収受したものとみなします。

（共済掛金相当額を領収できない場合の取扱い）

第4条 全自共がキャッシュレス決済手段を提供する者（以下「支払サービス事業者」といいます。）から共済掛金相当額を領収できない場合に

は、全自共は、この特約により、共済契約者に当該共済掛金を直接に請求することができるものとします。ただし、共済契約者が会員規約等に従い支払サービス事業者に共済掛金相当額の全部または一部を既に支払っているときは、全自共は、その支払った金額について共済契約者に請求することはできないものとします。

（共済掛金の返還の特則）

第5条 全自共がこの共済契約について共済掛金を返還する場合には、全自共は、支払サービス事業者からの共済掛金相当額の領収を確認した後、共済掛金を返還します。ただし、次の各号いずれかの場合についてはこの限りではありません。

（1）全自共が前条の規定により共済契約者に共済掛金を請求し、かつ、共済契約者が遅滞なく全自共に当該共済掛金を払い込んだ場合

（2）会員規約等に定める手続きによってキャッシュレス決済手段が使用され、かつ、会員規約等に従い支払サービス事業者に共済掛金相当額の全額が既に払い込まれている場合

（準用規定）

第6条 この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、自動車損害賠償責任共済約款の規定を準用します。

次のとおり、自動車共済協同組合の共済規程を一部変更する。

共済規程変更条文新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
第2章 共済契約の締結に関する事項 (共済契約の申込み) 第11条 組合に対して共済契約の申込みをしようとする者は、自動車損害賠償責任共済契約申込書<u>(以下「共済契約申込書」という。)</u>を組合に提出しなければならない。<u>ただし、次項に定める共済契約申込書の記載事項が、情報処理の用に供する機器を利用して電子的に入力され、これが電気通信回線に接続され、組合に送信される場合は、この限りではない。</u> 2 前項の共済契約申込書には、次の事項を記載するものとし、その様式は「自動車損害賠償責任共済取扱規定集」(以下「取扱規定集」という。)によるものとする。 (1) 共済事業の種類 (2) 申込日 (3) 自動車登録番号、車両番号または標識の番号(車台番号) (4) 自動車の種別および使用の本拠の所在地 (5) 共済責任の始期、終期および共済期間	第2章 共済契約の締結に関する事項 (共済契約の申込み) 第11条 組合に対して共済契約の申込みをしようとする者は、自動車損害賠償責任共済契約申込書を組合に提出しなければならない。 2 前項の共済契約申込書には、次の事項を記載するものとし、その様式は「自動車損害賠償責任共済取扱規定集」(以下「取扱規定集」という。)によるものとする。 (1) 共済事業の種類 (2) 申込日 (3) 自動車登録番号、車両番号または標識の番号(車台番号) (4) 自動車の種別および使用の本拠の所在地 (5) 共済責任の始期、終期および共済期間

(6) 共済掛金 (7) 申込者の氏名または名称および住所 (8) その他取扱規定集に定める事項 (共済掛金の収受) 第 13 条 組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、同時に共済掛金を収受するものとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、組合は、組合が別に定めるところに従い、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段（以下「キャッシュレス決済手段」という。）を通じて共済掛金を収受することができる。この場合、共済契約者が当該キャッシュレス決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続を完了した時点をもって共済掛金を収受したものとみなすものとする。</u> 第 6 章 共済掛金の追徴または払戻しに関する事項 (共済掛金の減額、増額等) 第 35 条 組合は、共済契約者または被共済者から第 27 条第 1 項の通知があった場合または通知なくしてその事実を知った場合において、証明書にその旨の記載をするときは、令第 12 条において準用する令第 10 条に定めるところにより、共済掛金を減額し、または増額するものとする。この場合には、組合は、当該減額または増額により生じた共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴する	(6) 共済掛金 (7) 申込者の氏名または名称および住所 (8) その他取扱規定集に定める事項 (共済掛金の収受) 第 13 条 組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、同時に共済掛金を収受するものとする。 <u><新 設></u> 第 6 章 共済掛金の追徴または払戻しに関する事項 (共済掛金の減額、増額等) 第 35 条 組合は、共済契約者または被共済者から第 27 条第 1 項の通知があった場合または通知なくしてその事実を知った場合において、証明書にその旨の記載をするときは、令第 12 条において準用する令第 10 条に定めるところにより、共済掛金を減額し、または増額するものとする。この場合には、組合は、当該減額または増額により生じた共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴する
--	--

ものとする。 2 組合は、共済契約者または被共済者の申出により、証明書の記載を訂正する場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴するものとする。 3 組合は、共済契約の成立後、共済期間の開始以前に共済契約に対応する共済掛金の変更があったときは、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金の差額を払い戻し、または追徴するものとする。 4 第1項の規定により共済掛金を減額または増額する場合において、その減額または増額の額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとする。 5 <u>前各項の規定により組合が共済掛金を収受する場合において、組合は、組合が別に定めるところに従い、キャッシュレス決済手段を通じて共済掛金を収受することができる。この場合、共済契約者が当該キャッシュレス決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続を完了した時点をもって共済掛金を収受したものとみなすものとする。</u> 6 <u>第13条第2項および前項に定めるキャッシュレス決済手段を通じて共済掛金を収受する共済契約であって、前条および前各項の定めにより組合が共済掛金を払い戻しする場合においては、組合がキャッシュレス決済手段を提供する者（以下「支払サービス事業者」という。）からの共済掛金相当額の領収を確認した後にこれを行う。ただし、共済契約者が、支払サービス事業者に対して共</u>	ものとする。 2 組合は、共済契約者または被共済者の申出により、証明書の記載を訂正する場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴するものとする。 3 組合は、共済契約の成立後、共済期間の開始以前に共済契約に対応する共済掛金の変更があったときは、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金の差額を払い戻し、または追徴するものとする。 4 第1項の規定により共済掛金を減額または増額する場合において、その減額または増額の額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとする。 ＜新 設＞ ＜新 設＞
---	--

済掛金相当額を既に支払っている場合を除く。

第7章 その他事業の実施に関し必要な事項

(その他の事項)

第40条 組合は、この規程に規定する場合のほか、共済契約の変更の取扱いをしないものとする。

2 組合は、共済契約につき、別紙「共済掛金払込に関する特約」が自動的に付され、共済掛金の調整は行わない。

付 則（令和7年〇月〇日改正）

（施行期日）

1. この規定の一部改正は、令和7年12月1日（行政庁の承認が令和7年12月2日以後に行われたときは、その承認があった日とする。）より施行する。

第7章 その他事業の実施に関し必要な事項

(その他の事項)

第40条 組合は、この規程に規定する場合のほか、共済契約の変更の取扱いをしないものとする。

2 組合は、共済契約につき、特約をしないものとする。

＜新 設＞

次のとおり、自動車共済協同組合の共済規程に別紙「共済掛金払込に関する特約」を新設する。

別紙

共済掛金払込に関する特約

（この特約の適用条件）

第1条 この特約は、共済契約者が、当組合の承諾を得て、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済その他名称の如何を問わず、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段（以下「キャッシュレス決済手段」といいます。）のうち当組合の指定する方法により共済掛金（注）を払い込む場合に適用されます。

（注）共済契約締結時に共済契約者より収受する共済掛金および共済契約の締結後において自動車損害賠償責任共済約款に従い当組合が共済契約者へ追徴する共済掛金をいいます。以下同様とします。

（共済掛金の払込方法）

第2条 共済契約者は、共済掛金を当組合が指定するキャッシュレス決済手段によって払い込むことができるものとします。

（共済掛金収受）

第3条 前条の規定により当組合が指定するキャッシュレス決済手段により共済掛金を払い込む場合は、当組合は、共済契約者がキャッシュレス決済手段の会員規約やサービス利用規約等（以下「会員規約等」といいます。）に従い決済手続を完了した時に、共済掛金が払い込まれ、当組合が共済掛金を収受したものとみなします。

（共済掛金相当額を領収できない場合の取扱い）

第4条 当組合がキャッシュレス決済手段を提供する者（以下「支払サービス事業者」といいます。）から共済掛金相当額を領収できない場合に

は、当組合は、この特約により、共済契約者に当該共済掛金を直接に請求することができるものとします。ただし、共済契約者が会員規約等に従い支払サービス事業者に共済掛金相当額の全部または一部を既に支払っているときは、当組合は、その支払った金額について共済契約者に請求することはできないものとします。

（共済掛金の返還の特則）

第5条 当組合がこの共済契約について共済掛金を返還する場合には、当組合は、支払サービス事業者からの共済掛金相当額の領収を確認した後、共済掛金を返還します。ただし、次のいずれかの場合についてはこの限りではありません。

- （1）当組合が前条の規定により共済契約者に共済掛金を請求し、かつ、共済契約者が遅滞なく当組合に当該共済掛金を払い込んだ場合
- （2）会員規約等に定める手続きによってキャッシュレス決済手段が使用され、かつ、会員規約等に従い支払サービス事業者に共済掛金相当額の全額が既に払い込まれている場合

（準用規定）

第6条 この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、自動車損害賠償責任共済約款の規定を準用します。

＜参考＞e-JIBAI の概要について

- ① e-JIBAI とは、各損保・共済団体が共同で「各損保・共済団体のコスト削減」、「利便性向上」等を目的に開発している自賠責保険・共済の契約引受等に係るシステムである。
(平成 16 年 10 月から稼動。現在 12 法人が参画。)

- ② 全国の自賠責保険・共済の証明書発行件数のうち、令和 5 年度において 92.5%、4,128 万件が e - JIBAI により発券されていることから、e-JIBAI は実質的な業界標準システムとなっている。

- ③ e-JIBAI では、加入手続きについて、紙の申込書を使用せず、インターネットシステムを通じた手続きにより行う。
また、保険代理店（共済代理店）が、顧客の自動車購入時や継続検査（車検）時に必要となる各種手続き、納税等の申請代行を行う際において、e-JIBAI と連携する別のインターネットシステム（自動車保有関係手続きのワンストップサービス）を通じてオンライン申請することができる。

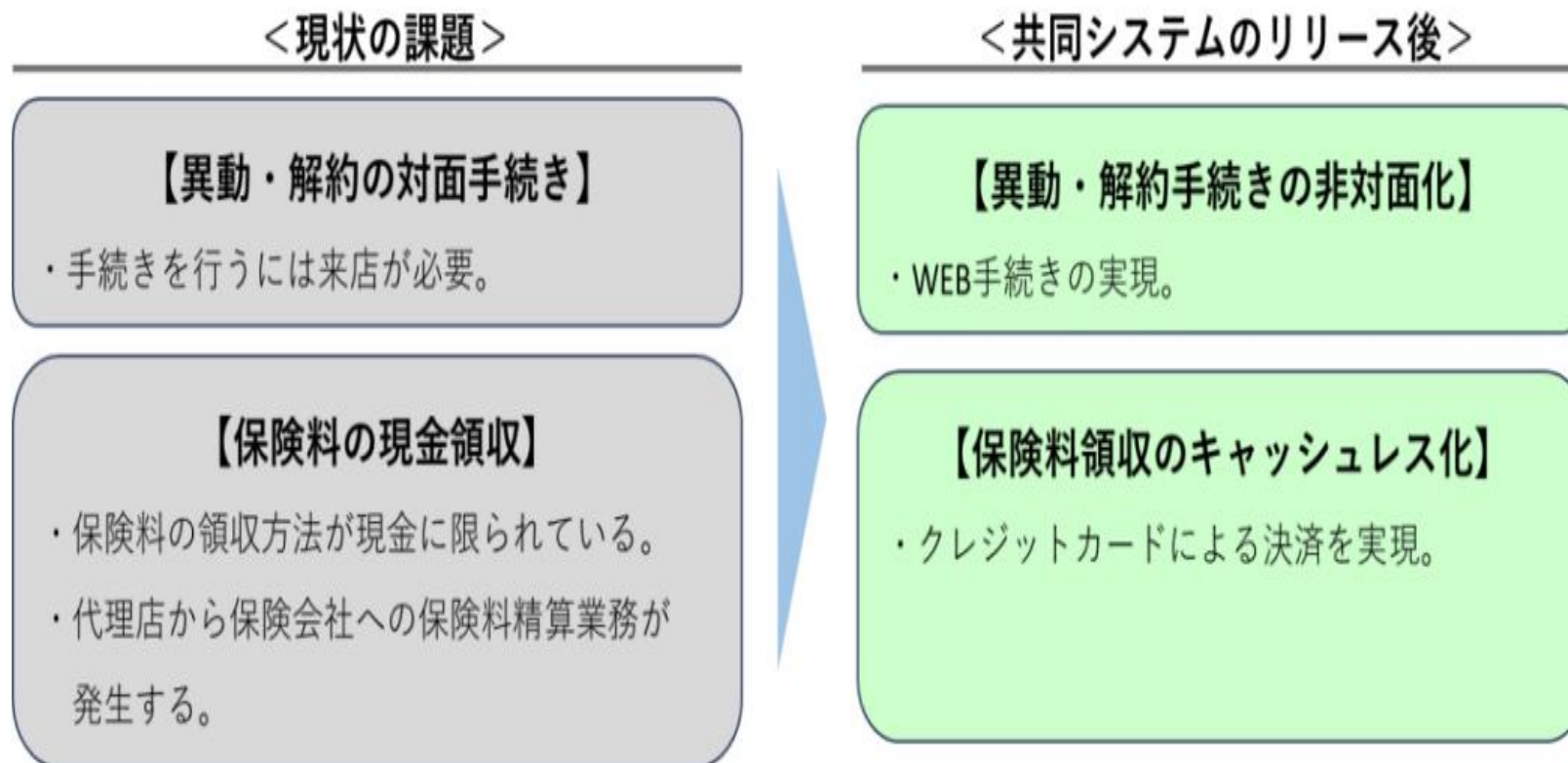
■ e-JIBAI の主な使用者・機能

項 目	内 容
主な使用者	保険代理店（共済代理店）
主な機能	自賠責証明書作成、集計表作成（精算処理）、 決済処理 等

■ 自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）とは

国土交通省が推奨する、自動車購入時や継続検査（車検）時に必要な各種手続きをインターネット上で一括して行うサービスである。

＜参考＞共同システムの概要について（第 149 回自賠責保険審議会 資料 1 4 ページ目資料再掲）



（出典）日本損害保険協会ホームページ